

経済金融活性化特別地区の手引き

令和 7 年 2 月

沖 縄 県

《 目 次 》

I 経済金融活性化特別地区（経金特区）の概要

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 制度の目的 | 1 |
| 2 | 対象地区（指定地域）・対象事業等 | 1 |

II 特例措置の内容

- | | | |
|------|--------------------|----|
| 1 | 対象資産 | 4 |
| 2 | 税制上の特例措置（国税） | 5 |
| 3 | 税制上の特例措置（地方税） | 7 |
| 4 | 中小企業信用保険制度等の特例融資制度 | 9 |
| (参考) | 融資制度 | 10 |

III 措置実施計画の認定申請について

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 措置実施計画とは | 12 |
| 2 | 計画認定までの流れ | 13 |
| 3 | 認定申請書提出先・申請書類 | 15 |

III-II 措置実施計画認定後の手続きについて

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 変更認定又は認定取消 | 17 |
| 2 | 実施状況報告 | 18 |

IV 特定経済金融活性化事業の認定申請について

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 特定経済金融活性化事業の認定とは | 19 |
| 2 | 事業認定までの流れ | 22 |
| 3 | 認定申請書提出先・申請書類 | 23 |

IV-II 事業認定後の手続きについて

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 事業の開始・変更の届出等 | 24 |
| 2 | 事業実施の報告 | 25 |

V お問合せ先

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 措置実施計画に係る提出先、制度概要等のお問合せ先 | 26 |
| 2 | 事業認定に係る提出先（沖縄県の所管部署）一覧 | 26 |
| 3 | 特例措置等の所管部署一覧 | 26 |

別添 記入要領・記入例

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 措置実施計画申請等に係る記入要領 | 27 |
|---|------------------|----|

1－2	措置実施計画申請等に係る記入例		29
2	特定経済金融活性化事業認定申請等に係る記入要領		29
2－2	特定経済金融活性化事業認定申請等に係る記入例		29
※ 1－2～2－2は作成中（随時更新）			

○用語の整理

沖縄振興特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 沖振法
 沖縄振興特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・ 沖振法令
 経済金融活性化措置実施計画及び特定経済活性化事業
 の認定申請及び実施状況の報告等に関する内閣府令・・・・・ 経金特区認定府令
 租税特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租特法
 租税特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租特令

I 経済金融活性化特別地区（経金特区）の概要

1 制度の目的

「経済金融活性化特別地区」は、沖振法第 55 条において規定された制度です。沖縄県では、この経済金融活性化特別地区を「経金特区」と呼んでいます。

経金特区は、名護市の地域特性を生かし、金融関連産業、情報通信関連産業、観光関連産業、農業・水産養殖業、製造業等の多様な産業を一地域に集中して集積を促進し、雇用機会を創出することで、北部圏域の産業の振興や沖縄の経済金融の活性化を図り、沖縄における自立型経済の構築を目的としています。

経金特区では、経済金融活性化計画に基づく経済金融活性化措置実施計画について知事による認定を受けた事業者が、名護市内の事業所で、機械・装置、特定の器具・備品、建物等を取付した場合における税制上の特例措置（国税〔投資税額控除、特別償却〕・地方税）や中小企業信用保険法等の特例を活用することができます。

加えて経金特区では、一定の要件を満たし沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、法人設立から 10 年間、所得の最大 40% を法人税の課税所得から控除する「所得控除」を活用することができるほか、事業認定を受けた上で経金特区認定府令第 13 条の要件をすべて満たしていることについて沖縄県知事の指定を受けた法人は、経金特区によるエンジェル税制を活用することが可能です。

2 対象地区（指定地域）・対象事業等

（1）対象地区（指定地域）：名護市内全域

（2）対象事業

制度の対象となるのは、金融関連産業、情報通信関連産業をはじめとする経済金融活性化計画に定められた以下の「特定経済金融活性化産業」を営む個人及び法人です。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| ① 金融関連産業 | ② 情報通信関連産業 | ③ 観光関連産業 |
| ④ 農業・水産養殖業 | ⑤ 製造業等 | |

※対象事業を営む法人であっても、併せて

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業
 - ・同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- のいずれかを営んでいる法人は対象外となります。

① 金融関連産業

- ア 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- イ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業
- ウ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産

加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業

- エ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- オ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- カ 信託業又は信託契約代理業
- キ 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- ク 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業
- ケ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務に係る事業（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務に係る事業を含む。）
- コ 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務に係る事業
- サ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務に係る事業
- シ 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務に係る事業
- ス アからシまでに掲げる事業に係る施設の設置若しくは運営を行う業務に係る事業、又はアからシまでに掲げる事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務に係る事業
- セ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第 85 条第 4 項に規定する特定業務に係る事業

② 情報通信関連産業

- ア 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業
- イ 電気通信業
- ウ 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業
- エ 放送業（有線放送業を含む。）
- オ ソフトウェア業
- カ 情報処理・提供サービス業
- キ インターネット付随サービス業
- ク 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務に係る事業であって次に掲げるもの
 - a 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業
 - b 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務に係る事業
 - c 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行う業務に係る事業
- ケ クに掲げる事業に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整

理又は分析の業務に係る事業

③ 観光関連産業

ア 宿泊業

イ 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに附帯するサービス業を除く。)

④ 農業・水産養殖業

ア 農業

イ 水産養殖業

⑤ 製造業等

ア 製造業

イ 経営コンサルタント業

(3) 対象期間

○投資税額控除等:令和 9 年 3 月 31 日までに対象資産を事業の用に供する予定の計画が対象となります。

○所得控除:令和 9 年 3 月 31 日までに特定経済金融活性化事業の認定を取得する必要があります。

Ⅱ 特例措置の内容

1 対象資産

○税制上の特例措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。

○対象資産のうち「5G情報通信システム」(注1)に該当するものを「認定特定高度情報通信技術活用設備」(注2)に限定。

(注1) 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に規定する特定高度情報通信技術活用システム

(注2) 注1における同法の認定導入計画に記載されたもので、特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのもの

(1) 「機械・装置」の範囲

*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象
食料品製造業用設備、金属製品製造業用設備、通信業用設備、放送業用設備や宿泊業用設備等です。別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず確認してください。

(2) 「器具・備品」の範囲

①電子計算機	②デジタル交換設備	③デジタルボタン電話設備
④ICカード利用設備		

(3) 「建物」の範囲

*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物」が対象。
鉄骨鉄筋コンクリート造等の事務所用、店舗用、工場用、倉庫用の建物等。

(4) 「建物附属設備」の範囲

*「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象
電気設備(照明設備含む)、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等。

*対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限ります。

2 税制上の特例措置（国税）

- 下記の（１）、（２）、（３）のいずれかを選択。
- 建物附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。
- （４）エンジェル税制の詳細については、別冊「経済金融活性化特区版エンジェル税制確認申請の手引き」参照

（１）所得控除

根 拠	沖振法第 57 条第 2 項、租特法第 60 条、租特令第 36 条
対象者	特定経済金融活性化事業を営む事業者のうち知事の認定を受けた青色申告法人
内 容	認定法人について、その設立から 10 年間、各事業年度の対象所得金額の 40% に「特区内の事業所の常時従業員数／当該法人全体の常時従業員数」を乗じて計算した金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められます。

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

（２）投資税額控除

根 拠	沖振法第 57 条第 1 項、租特法第 42 条の 9、租特令第 27 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定を受けた青色申告法人
対象資産	名護市において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの規模のものを新設または増設する場合 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 50 万円を超えるもの
内 容	名護市において、対象設備等を新設または増設した場合、その取得価額の一定割合が法人税額から控除されます。 ○建物・建物附属設備：取得価額の 8 % ○機械・装置、器具・備品：取得価額の 15 % ※ 中古設備は対象外 ※ 取得価額の限度額：合計 20 億円 ※ 税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の 20 % ※ 繰越可能年数：4 年（措置実施計画期間内に限る）

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税、所得税担当部署）

(3) 特別償却

根 拠	沖振法第 57 条第 1 項、租特法第 12 条、同第 45 条、 租特令第 6 条の 3、同第 28 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定を受けた青色申告法人又は個人
対象 資産	名護市において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの規模のものを新設または増設する場合 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 50 万円を超えるもの
内 容	名護市において、対象設備等を新設または増設した場合、その取得価額の一定割合が特別償却として認められます。 ○建物・建物附属設備：取得価額の 25% ○機械・装置、器具・備品：取得価額の 50% ※ 取得価額の限度額：合計 20 億円

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税、所得税担当部署）

(4) エンジェル税制

根 拠	沖振法第 57 条の 2、租特法第 37 条の 13、同第 37 条の 13 の 2、同第 41 条の 19、租特令第 25 条の 12、所得税法第 78 条
対象者	対象企業（指定会社）に投資した個人投資家
内 容	① 投資した年に受けられる減税措置 ア （対象企業への投資額－2,000 円）をその年の総所得金額から控除 イ 対象企業への投資額全額を、その年の株式譲渡益から控除 ※ただしア、イは、いずれかを選択 ※アを選択した場合、控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と 800 万円のいずれか低い方 ② 売却時の優遇措置 未上場の対象企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算できるだけでなく、その年に通算しきれなかった損失については、翌年以降 3 年にわたって順次株式譲渡益と通算できます。

○お問合せ先：所管の各税務署（所得税担当部署）

3 税制上の優遇措置（地方税）

- 土地については、取得の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。
- 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。
※課税免除の対象に該当するか、県税事務所・名護市役所にご確認ください。

（１）事業税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第 58 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 7 条
対象者	措置実施計画について知事の認定を受けた青色申告法人又は個人
対象資産	名護市において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の生産等設備の新・増設で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの
内 容	新設または増設から 5 か年間（措置実施計画期間内に限る）、新設または増設に係る事業税の課税免除※ ¹

○お問合せ先：名護県税事務所

（２）不動産取得税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第 58 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 7 条
対象者	措置実施計画について知事の認定を受けた青色申告法人又は個人
対象資産	対象地区において、特定経済金融活性化産業の用に供する一の生産等設備の新設または増設で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの
内 容	新設または増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋※ ² ・家屋の敷地である土地の一部※ ³

○お問合せ先：名護県税事務所

(3) 固定資産税の課税免除（市税）

根 拠	沖振法第 58 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 7 条、名護市固定資産税の課税免除に関する条例第 6 条
対象者	措置実施計画について知事の認定を受けた青色申告法人又は個人
対象資産	名護市において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの規模のものを新設または増設する場合 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 50 万円を超えるもの
内 容	新設または増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課されることとなった年度以後最大 5 年度分（措置実施計画期間内に限る）、課税が免除されます。

○お問合せ先:名護市税務課

○固定資産税は、原則として市税ですが、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税になります。

- ※ 1 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設または増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により税額の計算を行います。
- ※ 2 直接に対象事業の用に供する資産のみが課税免除の対象となり、販売部門や営業部門は除外されます。
- ※ 3 土地は取得の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 中小企業信用保険法等の特例

沖縄県知事の措置実施計画の認定又は事業認定を受けた事業者は、以下の特例措置を受けることができます。詳細については各関係行政機関までご確認ください。

(1) 中小企業信用保険法

制度概要	中小企業者（農林漁業や金融業等の一部業種は対象外）が金融機関から事業資金の借入を行う際、沖縄県信用保証協会が当該借入に対する保証を引き受ける場合の限度額・割合や、当該保証に係るリスクを日本政策金融公庫が負担する信用補完制度等について規定。			
特例概要	中小企業信用保険法の特例として、一般保証と別枠の保証枠（経済金融活性化関連保証）の利用が可能になります。 また、保険料率についても沖振法令に定める利率が適用されます。 （沖振法第 56 条の2、沖振法令第 28 条）			
	一般保証 限度額	2 億 8, 000 万円 普通保証:2 億円 無担保保証:8, 000 万円	別枠保証 限度額	2 億 8, 000 万円 普通保証:2 億円 無担保保証:8, 000 万円
	保険料率	保証をした借入れの期間1年につき、0.41%（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、0.35%）		

お問い合わせ窓口:沖縄県信用保証協会(098-863-5300)

(2) 中小企業投資育成株式会社法

制度概要	中小企業のうち資本金が 3 億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社から、以下の投資を受けることができます。 ①設立時に発行する株式の引受け ②事業を行うために必要とする資金調達のために発行する株式や新株予約権等の引受け
特例概要	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。 (沖振法第 56 条の3)

お問い合わせ窓口:大阪中小企業投資育成株式会社 九州支社(092-724-0651)

(参考) その他の特例等

沖縄振興開発金融公庫では、特区・地域税制の対象となる事業者向けの融資制度がございます。

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。

それぞれの制度で対象地域や事業が異なりますので、詳細については沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

(1) 産業開発資金

ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL:098-941-1765)

種類	使途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業振興貸付	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)
沖縄情報通信産業支援	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	20年以内 (うち据置5年以内)
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。

(2) 中小企業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL:098-941-1785)
北部支店 業務課 (TEL:0980-52-2338)

種類	使途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業振興貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置2年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置2年以内)
沖縄情報通信産業支援貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置3年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置2年以内)
国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。

(3) 生業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL:098-941-1795)
 北部支店 業務課 (TEL:0980-52-2338)

種類	使途	融資限度額	返済期間
沖縄観光リゾート産業 振興貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置2年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置2年以内)
沖縄情報通信産業支援 貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置3年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置2年以内)
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

※その他にも利用可能な融資制度あり。

Ⅲ 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは

(1) 措置実施計画とは

経金特区における優遇措置を活用するためには、必要事項を記載した措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定を受ける必要があります。

(2) 記載事項

措置実施計画の認定申請書には、下記事項について記入してください。記入内容については、P28を確認いただくか、ワンストップ相談窓口へ相談してください。

- ① 経済金融活性化措置により達成しようとする目標
- ② 経済金融活性化措置の内容及び実施期間
- ③ 経済金融活性化措置の実施体制
- ④ 経済金融活性化措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 経済金融活性化措置の実施により見込まれる効果
- ⑥ その他

(3) 知事の認定要件

経金特区における措置実施計画について県知事の認定を受けるには、沖振法に規定する知事の認定要件を満たす必要があります。

- ①知事が策定する経済金融活性化計画の内容等に適合していること。
- ②措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切であること。
 - ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること。
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること。
- ③措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ア 措置の実施主体が特定されていること。
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること。

(4) 措置実施計画の申請時期について

税制上の特例措置の活用については計画対象資産の取得等までに知事の認定を受ける必要があるため、設備投資等をする前に時間的余裕を持って申請してください。

2 措置実施計画認定までの流れ

(1) 事前相談

対象事業、措置実施計画の認定要件、認定申請手続等については、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（以下「ワンストップ相談窓口」という。）へ事前にご相談ください。

また、税制上の特例措置については、各関係行政機関へ事前にお問合せください。



(2) 認定申請書の作成

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム（以下「電子申請フォーム」という。）にログインして、「経済金融活性化措置実施計画認定」から、認定申請書を作成してください（P28を参照してください）

なお、ワンストップ相談窓口では、措置実施計画申請書の作成支援も行っておりますので、認定申請予定資産の資料等を用意し、ワンストップ相談窓口へ相談してください。



(3) 申請書の提出及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて、電子申請フォームから申請してください。※提出にあたってはP15を必ず確認してください。

ワンストップ相談窓口にて事前審査が行われます。



(4) 認定申請書の審査及び認定

ワンストップ相談窓口で事前審査が行われた後、沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。

審査の結果、申請内容が適正であると認められると、認定通知書が交付されるとともに、県ホームページにて認定の概要が公表されます。

※認定書は、申請書に記載のある住所及び代表者宛てに沖縄県（制度担当）より送付されますので、認定申請後に変更がある場合は、速やかに、ワンストップ相談窓口にご連絡をお願いします。



(5) 各特例措置の活用

必要書類（認定書等）をお持ちの上、各税務窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県（制度担当課）やワンストップ相談窓口から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(6) 措置実施状況の報告・認定

毎年、措置実施状況の報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、電子申請フォームにログインして「認定経済金融活性化措置実施計画実施状況報告」から、報告してください。

審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められると、認定書が交付されます。

※措置実施状況報告書の認定が受けられなかった場合であっても、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、電子申請フォームの「経済金融活性化措置実施計画認定」から申請してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/BSEt/344934>

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

各様式は、電子申請フォームから入力します。

- ① 【様式第1号】経済金融活性化措置実施計画認定申請書
- ② 【別紙1】申請者の基本事項、措置実施場所等の基本的事項
- ③ 【別紙2】措置実施計画の内容
- ④ 【別紙3】経済金融活性化措置に必要な施設の整備その他の措置

(2) マニュアル

電子申請の操作マニュアルは電子申請フォームにログインしてダウンロードしてください。

(3) 認定申請書に添付する書類

項目	必要添付書類	備考
1	履歴事項全部証明書または住民票抄本	3ヶ月以内に入手したもの。
2	貸借対照表	複写。直近1期分
3	損益計算書（販管費及び原価の明細等を含む）	
4	事業に関する許可証・証明書等の写し（一部の事業のみ対象）	複写。（例は以下のとおり） 金融商品取引業：金融商品取引業登録票 旅館業：旅館業許可証
5	取得予定資産に関する資料 ※各種資料は複写も可 ※パンフレットや写真資料は、カラーにて提出してください（原本がモノクロの場合は、モノクロ可）。	<土地> ①登記事項証明書 ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
		<建物> ①面積が確認可能な資料（設計図、登記事項証明書等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
		<建物附属設備> ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
		<機械・装置> ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
6	その他	経済金融活性化措置実施計画の認定について必要な資料 ※必要に応じて別途依頼する場合あり

※添付書類については、原本の照会を求める場合もありますので、申請書類とあわせて保存をお願い致します。

提出ファイル名は、下記のとおりとしてください。

※提出日：西暦・月・日を8桁の半角数字で入力してください。

例：2022年9月15日の場合→20220915

2023年12月5日の場合→20231205

※企業名にアルファベット・数字・記号がある場合は『半角』で入力してください。

ファイル名称例

「株式会社1・2・3システムズInc」という会社が
2022年9月15日に経済金融活性化特別地区の申請書類を提出した場合

【経金_20220915_1・2・3システムズInc】履歴事項
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】貸借対照表
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】損益計算書
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】建物見積書・契約書
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】附属建物見積書・契約書・パンフレット
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】機械装置見積書・パンフレット
【経金_20220915_1・2・3システムズInc】その他資料●●

※提出書類について不足等がないか、以下をご確認の上、資料のご提出をお願い致します。

＜見積書、契約書等＞

- ☐ 宛名及びメーカー名は明記されているか
- ☐ 日付は記入されているか
- ☐ 「一式」等の場合、内訳明細は添付されているか
- ☐ 申請資産以外が掲載されている場合、赤線にて見え消しされているか
- ☐ （該当者のみ確認）見積等により対象資産に充てて、費用の按分を行っている場合、按分の内容が分かるように、①何をどのように按分しているのか、②申請資産の金額を算出するための計算式等を、明確に記載した資料が添付してあるか
- ☐ 申請書記載資産名と見積書等記載資産名において、齟齬はないか

＜パンフレット（又は仕様書と写真資料）＞

- ☐ 見積書記載の資産名や型番と一致しているか
- ☐ 該当の資産がわかるように、丸印等はつけられているか
- ☐ 申請書記載資産名とパンフレット等記載資産名において、齟齬はないか

Ⅲ-Ⅱ 措置実施計画認定後の手続について

1 変更認定又は認定取消

(1) 変更認定

認定された措置実施計画のうち、下記に該当する事項を変更する場合には、措置実施計画の変更認定が必要になります。

認定申請書（計画内容）に変更が生じると判明した時点で、速やかに、ワンストップ相談窓口にご相談のうえ、電子申請フォームから認定経済金融活性化措置実施計画変更申請書（様式第3号）により変更申請を行ってください。

変更申請の内容を確認のうえ、認定経済金融活性化措置実施計画変更認定書（様式第4号）を交付します。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

https://logoform.jp/form/BSEt/488467

【変更申請の該当項目】

- ・認定事業者の名称
- ・認定事業者の所在地
- ・取得予定資産の取得日又は供用開始日（事業年度を超える場合等）
- ・措置の実施期間
- ・措置の実施場所
- ・措置実施計画の実現が難しくなる程度の取得予定資産の変更
- ・取得予定資産の金額（変更額によっては、変更申請不要と判定される場合もあり）
- ・その他、措置実施計画の申請内容について、実施に影響があると考えられる事項

(2) 認定取り消し

認定された措置実施計画が実施されていない場合には、認定を取り消すことがあります。

2 実施状況報告

(1) 実施状況の報告

措置実施計画の認定を受けた事業者は、実施状況、収支決算、機械等の取得等に関する実績を記載した実施状況報告書（様式第6号）を、計画実施期間中の各事業年度終了後1ヶ月以内に毎年提出して下さい。

審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

<提出様式>

各様式は、電子申請フォームから入力します。

【様式第6号】認定経済金融活性化措置実施計画実施状況報告書

※損益計算書を添付してください。

<提出先>

電子申請フォームからログインして「認定経済金融活性化措置実施計画実施状況報告」から、報告してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

https://logoform.jp/form/BSEt/333357

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

IV 特定経済金融活性化事業認定の申請について

1 特定経済金融活性化事業の認定とは

(1) 特定経済金融活性化事業認定とは

経金特区における税制上の特例措置（所得控除）の活用にあたっては、以下の要件をすべて満たすことについて、沖縄県知事の認定を受ける必要があります。

(2) 認定要件

経金特区における特定経済金融活性化事業について知事の認定を受けるには、沖縄法等に規定する以下の要件を満たす必要があります。

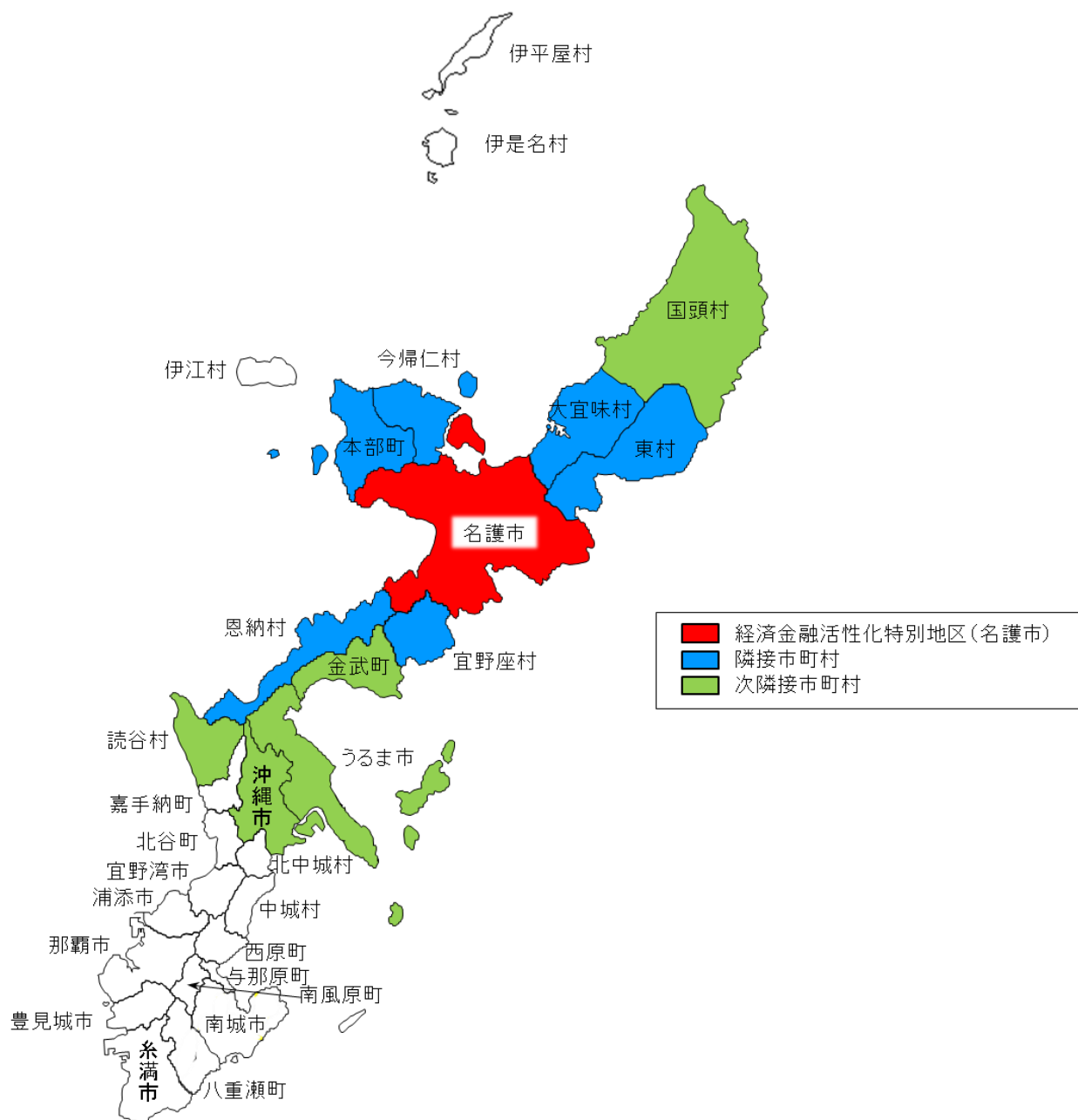
- ①区域内で設立され(※1)、当該区域内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ②区域内の事業所で常時使用する従業員(※2)のうち5人以上の者が、i)当該区域内、ii)当該区域に隣接する市町村の区域内、iii)当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域内(※3)、のいずれかに住所を有すること。
- ③設立から10年以内であること。
- ④事業計画が適切であると認められること。
- ⑤業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。
- ⑥区域内では、主として対象産業を営むものであること。
- ⑦法人全体としても、対象産業以外を主たる事業として営まないものであること。
- ⑧役員のうちに、特定の法令(※4)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過しない者がいないこと。
- ⑨ i) 風俗営業、ii) 性風俗関連特殊営業、iii) 公序良俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

※1：「区域内で設立された法人」とは、経金特区の指定日（＝H26.4.10）以後に特区内で設立された法人をいう。

※2：以下の者は、租税特別措置法に基づく所得控除額の計算上、「常時使用する従業員」には含まれない。

- 役員及び役員と特殊の関係にあるもの（親族、生計の支援を受けているもの等）
- 日々雇い入れられる者（1月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- 2月以内の期間を定めて使用される者（2月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者（4月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）

※3：イで示す区域については、以下の範囲となります。



※４：「特定の法令」の範囲については、次の各号に掲げる業務を行う法人にあっては、金融関係法令とする。

一 次に掲げる金融業に係る業務

- イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業
- ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業
- ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業
- ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業
- ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業
- ヘ 信託業又は信託契約代理業
- ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業
- チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業

二 前号に規定する金融業に付随する業務であつて次に掲げるもの

- イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。）
- ロ 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務
- ハ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務
- ニ 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務
- ホ 前号及びイからニまでに定める業務に係る施設の設置若しくは運営を行う業務又は前号及びイからニまでに定める業務に係る事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務
- ヘ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第八十五条第四項に規定する特定業務

（３）申請時期について

事業認定に係る申請については、随時受け付けていますが、審査から認定まで平均して１ヶ月から２ヶ月程度要しますので、時間的余裕を持って申請してください。

2 事業認定までの流れ

(1) 事前相談

対象事業、認定要件、申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談可能です。

また、税制上の特例措置について、各関係行政機関に事前にお問い合わせください。



(2) 申請書の作成

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム（以下「電子申請フォーム」という。）にログインして、「特定経済金融活性化事業認定」から、認定申請書を作成してください。（P24 参照）

作成にあたって、ワンストップ相談窓口にて申請書作成に係る事前相談の対応も行っています。



(3) 申請書の提出及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて、電子申請フォームから申請してください。ワンストップ相談窓口にて事前審査が行われます



(4) 申請書の審査及び認定

審査の結果、申請内容が適正であると認められると、認定書が交付されます。

※県ホームページにて認定法人の概要が公表されます。

※認定書は、申請書に記載のある住所・代表者宛てに沖縄県（制度担当）より送付されます。認定申請後に変更がある場合は、速やかに、県所管部署に連絡してください。



(5) 各特例措置（所得控除）の活用

必要書類（認定書等）をお持ちの上、各税務等窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県（制度担当課）やワンストップ相談窓口から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(6) 事業実施報告書の作成・提出

認定期間中においては、毎年度、事業実施報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、電子申請フォームから、報告してください。

審査の結果、適正に事業を実施されていると認められると、認定書が交付されます。

※実施状況報告書の認定が受けられなかった場合でも、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、電子申請フォームの「特定経済金融活性化事業認定」から申請してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム
https://logoform.jp/form/BSEt/344930

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

各様式は、電子申請フォームから入力します。

- ①【様式第9号】事業認定申請書
- ②【様式第10号】役員名簿
- ③【様式第11号】役員の要件に関する宣言書
- ④【様式第12号】常時使用する従業員名簿

(2) マニュアル

電子申請の操作マニュアルは電子申請フォームにログインしてダウンロードしてください。

(3) 添付書類

申請書の他に次の添付書類を提出してください。

項目	必要添付書類	備考
1	定款（または寄附行為）	
2	履歴事項全部証明書（履歴事項全部証明書）	3ヶ月以内に入手したもの。 複写
3	法人設立届出書	複写
4	役員経歴書	複写
5	雇用契約書	複写
6	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）	複写
7	従業員の住所が分かる書類	複写 例：雇用契約書、住民票抄本、運転免許証、マイナンバーカード等
8	施設の図面	複写 床面積を記載した施設の図面
9	貸借対照表	複写。直近1期分。
10	損益計算書（販管費及び原価の明細書等を含む）	
11	経金特区内において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと	定款に記載のある事業目的毎の説明をお願いします。

	を明らかにする説明資料 (任意様式)	例：定款記載の●●は、日本標準産業分類の●●業 (番号)に該当する。事業計画記載の●●を定めた ものであり、当該事業の売上は●%となっている。
12	その他知事が必要と認める 書類	認定要件の確認のために必要な書類。

IV-Ⅱ 事業認定後の手続について

1 事業の開始・変更の届出等

(1) 事業の開始

事業認定に係る事業を開始しようとするときは、電子申請フォームから様式第 14 号（事業開始届出書）により予め届け出てください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/BSEt/488100>

(2) 認定事項等の変更

事業認定を受けた法人は、申請書に記載した事項に変更があった場合や、経金特区の区域内における本店又は主たる事務所の異動があった場合は、電子申請フォームから様式第 17 号（届出事項変更届出書）により速やかに届け出てください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/BSEt/488100>

(3) 認定要件に該当しなくなったときの届出

事業認定を受けた法人は、認定要件に該当しなくなった場合、電子申請フォームから様式第 18 号（本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出書）により速やかに沖縄県知事に届け出なければなりません。

①本店若しくは主たる事務所の所在地が特区の区域外になったとき。

②常時使用する従業員の数が 5 人に満たなくなったとき。

③沖振法令第 26 条第 2 項第 3 号もしくは第 5 号から第 8 号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/BSEt/488100>

(4) 事業の休止又は廃止

事業認定に係る事業を休止または廃止しようとするときは、電子申請フォームから様式第 15 号（事業休止届出書）または様式第 16 号（事業廃止届出書）によりあらかじめ届け出てください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/form/BSEt/488100>

(5) 認定の取り消し

認定要件に該当しなくなつたと判断された場合には、認定を取り消します。

2 事業実施の報告

(1) 実施状況の報告

事業認定を受けた法人は、毎年、認定特定経済金融活性化事業の実施状況、収支決算等を記載した措置実施状況報告書を、事業年度終了後 1 ヶ月以内に提出して下さい。

審査の結果、認定事業が適切に実施されていると認められたときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

各様式は、電子申請フォームから入力します。

【様式第 20 号】認定特定経済金融活性化事業実施状況報告書

※損益計算書を添付してください。

【提出先】

電子申請フォームからログインして「認定特定経済金融活性化事業実施状況報告」から、報告してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム
https://logoform.jp/form/BSEt/333360

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

V お問い合わせ先

1 措置実施計画認定に係る提出先、制度概要等のお問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
 T E L : 098-894-6377
 Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
 H P : <https://www.zei-tokku.okinawa/>
- 沖縄県企画部 企画調整課
 T E L : 098-866-2026 F A X : 098-866-2351
 Email : aa010006@pref.okinawa.lg.jp
 H P : <https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/kogyo/1024878/1011633/1014166.html>

2 事業認定に係る沖縄県の所管部署一覧

業種	所管部署	連絡先
金融関連産業 情報通信関連産業	沖縄県商工労働部 情報産業振興課	098-866-2503
観光関連産業	沖縄県文化観光スポーツ部 M I C E 推進課	098-866-2077
農業・水産養殖業	沖縄県農林水産部 農林水産総務課	098-866-2254
製造業	沖縄県商工労働部 ものづくり振興課	098-866-2337
経営コンサルタント	沖縄県商工労働部 産業政策課	098-866-2330
※エンジェル税制 (全業種)	沖縄県商工労働部 産業政策課	098-866-2330

3 特例措置等の所管機関一覧

各特例措置については、それぞれの関係行政機関等による審査が、別途行われます。

そのため、特例措置の期間、手続きに必要な資料、手続きの締切日等は、各関係機関に事前相談を行ってください。

特例措置内容	所管機関
国税（法人税、所得税）	所管の各税務署
県税（事業税、不動産取得税）	名護県税事務所
市税（固定資産税）	名護市税務課
中小企業信用保険法	沖縄県信用保証協会
中小企業投資育成株式会社法	大阪中小企業投資育成株式会社 九州支社
融資制度	沖縄振興開発金融公庫

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画申請等に係る記入要領

共通事項

- ・年は西暦で記入してください。
- ・別紙1～3の管理番号は入力不要です。
- ・エクセル様式では、別紙1～3の入力項目が様式第1号に反映されるよう設定していますが、提出前に、記載内容に間違いなく転記されているか確認してください。

(様式第1号) 経済金融活性化措置実施計画認定申請書

(1) 経済金融活性化措置の事業所名等

① 住所地及び事業所名

措置を行う住所及び事業所名を記入してください。

② 事業の属する業種名

別紙に記載されている対象産業から記入してください。

③ 経済金融活性化措置実施計画の概要

計画の概要を記入してください。

(別紙1) 申請者の基本的事項、措置実施場所の基本的事項

(1) 申請者の基本的事項

申請者の基本的事項について記載してください。

主たる業種については、日本標準産業分類において該当する大・中・小分類を記入してください。

(日本標準産業分類) <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

(2) 措置実施場所等の基本的事項

措置実施場所(措置を行おうとする場所)の基本的事項について記入してください。

・措置実施場所

措置実施場所の住所を記入してください。

・実施場所事業所名

措置を行おうとする事業所名を記入してください。

・措置の属する業種

措置の属する業種について、別紙に記載されている対象産業から選んで記入してください。

(別紙2) 措置実施計画の内容(県の認定要件)

①取組概要

取組の概要を記入してください。なお、この項目の記載内容は認定時に県ホームページに公表します。

②達成しようとする目標

措置実施計画の実行により、達成しようとする目標を記入してください。

(売上○%増、営業利益○%増等)

③具体的な措置の内容

措置実施計画の内容（設備投資の内容や取組）を具体的に記入してください。

④実施期間

措置の実施期間を記入してください。なお、主務大臣の確認を受ける場合、措置期間が2年以上5年以下であることが必要となりますので、下記を参考に実施期間を設定してください。

[実施期間と措置期間の考え方]

実施期間：実際に措置を実施する期間（知事への申請書に記載する期間）

措置期間：実施期間の開始日が属する事業年度の初日から、実施期間の終了日が属する事業年度の末日までの期間

（例）事業年度が4月1日～3月31日である申請者の場合

- ・実施期間 ①2022年12月1日 から ②2026年12月31日
- ・措置期間 ①の属する事業年度の初日（2022年4月1日）から
②の属する事業年度の末日（2027年3月31日）まで
＝5年

⑤実施体制

部署・部門の役割及び人数を記入してください。

⑥必要な資金の額及びその調達方法

総事業費における自己資金、借入金、その他の内訳、借入（予定）先を記入してください。

⑦措置の実施により見込まれる効果

見込まれる効果（〇〇機器の導入により売上増加・コスト低減等）を記入してください。

⑧活用を予定する支援措置

活用予定の支援措置の□にチェックを入れてください。

⑨その他

その他、実施する措置があれば記入してください。

（別紙3）措置実施計画に必要な施設の整備

新たに取得等を予定する減価償却資産の有無について□にチェックを入れてください。「有り」にチェックした場合は、取得予定資産の内容について記入してください。

①資産の種類

取得予定資産の種類（土地、建物、建物附属設備、機械・装置、器具・備品）を記入してください。

②資産の内容

建物、建物附属設備については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一

「構造又は用途」と「資産名等具体的な施設の名称」を記入し、対象資産であることがわかるようにしてください。機械・装置、特定の器具・備品についても「設備の種類」と「具体的な設備の名称」を記入してください。

③ 予定単価、取得予定価格

取得予定の単価と価格を税抜き、千円単位（千円未満切り捨て）で記入してください。添付する各設備の取得価格が確認できる資料の金額と一致するか、確認してください。

④ 取得予定時期、供用開始時期

予定している取得年月及び供用開始予定の年月を西暦で記入してください。

1-2 措置実施計画申請等に係る記入例

※ 作成中（随時更新）

2 特定経済金融活性化事業認定申請等に係る記入要領

※ 作成中（随時更新）

2-2 特定経済金融活性化事業認定申請等に係る記入例

※ 作成中（随時更新）